

## ○日向市小規模企業特別融資制度要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、日向市内の小規模企業者の事業資金の融資を円滑にし、地域経済の振興を図るために、国の全国統一保証制度である小口零細企業保証制度に基づいて創設する日向市小規模企業特別融資制度(以下「本制度」という。)について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において「小規模企業者」とは、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第3項第1号から第6号までに規定する事業者をいう。

### (原資の預託及び信用保証)

第3条 市長は、本制度及び日向市中小企業特別融資制度(日向市中小企業特別融資制度要綱(平成19年日向市告示第140号)に基づく融資制度をいう。以下同じ。)の運用のため、本制度による融資を取り扱う金融機関(以下「取扱金融機関」という。)に対して、予算の範囲内において本制度による融資に係る原資を預託金として預託するものとする。

2 本制度による融資には、宮崎県信用保証協会(以下「県信用保証協会」という。)の信用保証を付すものとする。

### (契約及び協議)

第4条 市長及び取扱金融機関は、前条第1項の預託金(以下「預託金」という。)に関し契約を締結するものとする。

2 市長は、本制度の適正かつ円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、取扱金融機関及び県信用保証協会と協議するものとする。

### (融資等)

第5条 県信用保証協会は預託金の5倍以内の額を限度として債務保証を行い、取扱金融機関は本制度による融資を行うものとする。ただし、特殊な経済要因等の発生により、本制度による融資の申請額が債務保証の限度額を超える場合は、前条第2項の規定に基づく協議の上、当該事象が発生した年度に限り預託金の5倍を超える額の債務保証及び融資を行うことができるものとする。

### (信用保証料の補助)

第6条 市長は、前条の規定により債務保証を行う県信用保証協会に対し、県信用保証協会が定める料率別の当該債務保証の残高の年間の平均額に次条第2項第8号に規定する信用保証料率を乗じて得た額を限度として、補助金を交付するものとする。

### (融資対象)

第7条 本制度による融資を受けることができる者は、小規模企業者であって、次に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 市内に住所を有する個人又は市内に主たる事業所を有する法人であること。

- (2) 県信用保証協会において取り扱う保証対象業種に該当する業種であること。
- (3) 手形交換所又は電子記録債権法(平成19年法律第102号)第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けていないこと。

2 本制度による融資の条件は、次のとおりとする。

- (1) 融資額は、1企業者につき1,000万円を限度とする。ただし、本制度の融資額及び既存の県信用保証協会の保証付き貸付残高の合計が2,000万円以内であること並びに本制度の融資額及び日向市中小企業特別融資制度の貸付残高の合計が1,000万円以内であることを要する。
- (2) 資金の使途は、事業の経営上必要な運転資金又は設備資金とする。
- (3) 融資期間は、120月以内とする。ただし、3箇月の据置期間を置くことができる。
- (4) 償還方法は、一括償還又は分割償還とする。
- (5) 保証人は、融資を受ける者が法人である場合にあっては原則として代表者のみとし、個人である場合にあっては原則として不要とする。
- (6) 取扱金融機関及び県信用保証協会が必要と認めたときは、担保を徴することができる。
- (7) 貸付利率は、年1.6パーセントとする。ただし、金融機関と協議のうえ、年度毎に見直しを行うものとする。
- (8) 信用保証料率は、財務情報に定性要因を加味して県信用保証協会が定める料率とする。

(取扱金融機関)

第8条 取扱金融機関は、次の表に定めるとおりとする。

金融機関名	支店名		
宮崎銀行	日向支店	日向東支店	財光寺支店
宮崎太陽銀行	日向支店	財光寺支店	日向北支店
鹿児島銀行	日向支店		
高鍋信用金庫	日向支店	財光寺支店	都農支店

(融資申込手続)

第9条 本制度に基づき融資を受けようとする者(以下「申込人」という。)は、取扱金融機関、県信用保証協会又は市長に対し、それぞれが必要と認める書類を提出しなければならない。

- 2 市長は、取扱金融機関又は申込人が融資に係る書類を提出したときは、その内容が第7条に規定する融資対象の要件に該当するかについて審査を行い、融資申込の適否を決定するものとする。
- 3 前項の審査が終了したときは、審査結果と共に、市長は同項に基づいて提出を受けた書類を取扱金融機関又は県信用保証協会に送付する。

(融資決定等)

第10条 県信用保証協会は、前条の規定により本制度に基づく融資の申込書等の送付を受けたときは、その内容を審査し、当該融資に対する保証を適當と認めたときは、取扱金融機関に信用保証書を送付するとともに、申込人及び市長にその旨を通知するものとする。

2 取扱金融機関は、前項の規定により信用保証書の送付を受けたときは、その内容を審査し、本制度に基づく融資を適當と認めたときは、直ちに融資するものとする。

(報告及び調査)

第11条 県信用保証協会は、市長が別に定める様式により毎月15日までに前月中の保証の状況を市長に報告しなければならない。

2 市長が必要と認めるときは、前項の規定による報告の内容及び関係する帳簿について調査することができる。

第12条 取扱金融機関は、本制度に基づく融資に関する事務処理について、他の融資と明確に区分しなければならない。

(預託金に関する指示)

第13条 市長は、取扱金融機関がこの告示に違反したときは、預託金の返還を求めることができる。

(繰上げ償還)

第14条 市長は、融資を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、県信用保証協会と協議し、融資額の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げさせることができる。

- (1) 資金を目的外に使用したとき。
- (2) 虚偽の申請又は不正な手段により貸付けを受けたとき。
- (3) 前各号に定めるもののほか、この告示の規定に違反したとき。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、本制度について必要な事項は、市長が別に定める。